

## 報告第15号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年6月1日提出

小田原市長 加藤 憲一

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和8年4月23日
- 2 損害賠償額 257,400円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和7年8月5日午後3時35分頃、市内栢山の相手方住宅の敷地内において、農政課職員の運転する公用車が方向転換のため後退したところ、住宅の戸袋に接触し、これを破損させた。